

環境

樹木粉碎車がやってきます！！

●問い合わせ 役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113

日	時	実施場所
11月16日(土)	9:00～10:00	生涯学習センター駐車場
	10:30～11:30	大津東区コミュニティセンター
	13:00～13:30	オークス広場(北側駐車場)
	14:00～15:00	つつじ台地域学習センター
11月17日(日)	15:30～16:30	スポーツの森・大津駐車場(弓道場横)
	9:00～10:00	昭和園東側駐車場
	10:30～11:30	美咲野中央公園
	13:00～13:30	新地区農事集会所
	14:00～15:00	陣内地区公民館分館

家庭の庭仕事などで出た剪定枝や木くずをチップとしてリサイクルします。処理を希望する人は、11月15日(金)午後4時までに役場環境保全課に予約をして、実施場所まで持ってきてください。処分費は無料です。※木の根っこおよび木の実が付いた枝などは、機械が故障しますので持ち込まないでください。また、戸別収集は行っておりませんので、ご協力をお願いします。

募集

熊本県公共関与最終処分場の名称を募集します

●申し込み・問い合わせ 県公共関与推進課(熊本県環境整備事業団) ☎096(333)2279

- ▼対象施設 熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場
 - ▼募集締切 12月31日(火)
 - ▼応募資格 誰でも応募できます(個人・法人を問いません)。
 - ▼賞品 南関町・和水町の特産品(1万円分)を、採用案を応募した人の中から抽選で2人にプレゼント。抽選に外れた人には記念品を贈呈します。
 - ▼応募方法 ①②③のいずれかの方法で応募してください。
 - ①メール info@kksj.jp (事業団メールアドレス)
 - ②FAX 096(333)7680
 - ③郵便 〒862-8570
- 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県公共関与推進課
(熊本県環境整備事業団)

県では、県民の生活と県内の経済活動を支えるため、玉名郡南関町に産業廃棄物の最終処分場(クロード・無放流型)を整備しています。この処分場は、周囲の豊かな自然と融和し、全国のモデルとなるような安全な施設として整備します。また、県北の環境教育の拠点として活用するなど、地域に役立つ施設を目指していきます。地域の皆さんから愛され、県民の皆さんに覚えてもらえるような名称を募集します。

環境

浄化槽の法定検査を受けましょう

●問い合わせ 役場環境保全課 環境保全係 ☎096(293)3113

浄化槽は、日常生活で排出される汚水を処理する重要な施設です。しかし、日常の維持・管理が適正に行われないと、浄化槽から処理されていない汚水が河川などに放流され、水質汚濁の原因となり、浄化槽本体から蚊やハエ、悪臭が発生し、衛生上問題となるおそれがあります。

浄化槽の機能を適正に維持するため、浄化槽法では浄化槽管理者に対して3つの義務を課しています。

- ①清掃 浄化槽内にたまった汚泥などを取り除き、機器類の洗浄などを行う作業。毎年1回、町の許可業者が実施。
- ②保守点検 浄化槽のいろいろな装置が正しく動いているか点検し、装置や機器の調整、修理、消毒剤の補給などを行う。県に登録した保守業者が実施。
- ③法定検査(11条検査) 毎年1回保守点検および清掃が適正に実施されているかを確認し、外觀検査、水質検査、書類検査を実施して、浄化槽の機能が適正に維持されているかどうかを確認する。熊本県浄化槽協会が実施。

浄化槽を設置している人は、必ず毎年1回法定検査を受検しなければいけません。法定検査の重要性をご理解の上、必ず受検されるようお願いいたします。未受検者には文書による通知を予定しています。

住宅

平成25年度菊池地域木造住宅等コンクール

～県産材をつかったこだわりの“木の家”募集～

●問い合わせ 菊池地域木材需要拡大推進協議会事務局 ☎0968(25)1039

木は人にも環境にも優しい素材です。地元産の木を使用することは、地域経済だけでなく水源の確保など地域の環境保全にも貢献します。また、木造住宅は、湿度調整機能、断熱性能に優れ、木材が持つ抗菌作用により、ダニの繁殖を防ぐと言われています。本コンクールは、地元産の木材を使用する「意義」や木造住宅の「良さ」などをPRするために企画され、今回で9回目を迎えます。菊池郡市内で県産材を使用し(一部使用可・内装材を含む)建設された木造住宅、木造の事務所・店舗・店舗付き住宅を募集します。

- ▼対象 新築およびリフォーム
- ▼用途・構造 木造住宅および木造の事務所、店舗、店舗付き住宅など
- ▼規模 延べ床面積 300㎡以下
- ▼建設地 菊池市、合志市、大津町、菊陽町
- ▼建設時期 平成23年4月1日以降に完成した物件
- ▼その他の条件 県産材を使用していること(部分使用可・内装材含む)。
- ※前回入賞物件は応募できません。
- ▼必要書類 応募用紙、添付書類、写真(正面・側面・内装など)各3枚程度および電子データ、図面(平面図・立面図など)
- ▼表彰 最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞数点。応募者全員に参加賞を贈呈します。
- ▼募集期限 平成26年1月15日(水)

詳しくは県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/127/mokuzoujuyufaku.html>

国保

国民健康保険加入者には出産育児一時金が支払われます

●問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎096(293)3114

国民健康保険の加入者が出産をしたとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、出産育児一時金42万円が支給されます(産科医療補償制度の対象とならない場合は39万円)。なお、妊娠85日以上の出産であれば、死産・流産でも出産育児一時金支給の対象となります。

出産育児一時金は直接支払制度の選択により、国民健康保険から医療機関などへ直接支払われます。したがって、出産費用の支払いは、出産育児一時金の額を超えた額のみで済みます。また、出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合は、役場保険医療課に申請すると差額が支給されます。

- ▼差額申請に必要なもの
 - ・保険証
 - ・印鑑(朱肉を使用するもの)
 - ・預金通帳などの振込先がわかるもの(世帯主名義)
 - ・出産費用を証明する書類(領収明細書など)
 - ・医療機関などとの直接支払制度を利用する同意文書

勤務先の健康保険に1年以上加入し、退職後6カ月以内に出産した場合、勤務先の健康保険に出産育児一時金の申請をすることができます。勤務先の健康保険から出産育児一時金の支給を受けた人は、国民健康保険からは支給されません。

予防接種

小児用肺炎球菌ワクチンが変更になります

●問い合わせ 役場健康福祉課 健康推進係(子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

	接種開始時期	接種回数	間隔
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2カ月～7カ月に至るまで	初回3回(1歳までに完了) 追加1回	初回:27日以上 追加:1歳以降に、 初回の3回目から 60日以上
	生後7カ月～1歳に至るまで	初回2回(1歳までに完了) 追加1回	初回:27日以上 追加:1歳以降に、 初回の2回目から 60日以上
	1歳～2歳に至るまで	2回	60日以上
	2歳～5歳に至るまで	1回	

11月1日から、定期接種で使用されている小児用肺炎球菌ワクチンが、7価ワクチンから13価ワクチンへ変更となります。このワクチンには、13種類の肺炎球菌の成分が含まれています。途中まで7価ワクチンを接種している人は、残りの接種は13価ワクチンへ変更となります。

また、生後2～7カ月で初回接種を始めた人の追加接種は、初回終了後60日以上間隔をあけることに加えて、1歳以降で接種することが追加されました。不明な点は、健康福祉課健康推進係へおたずねください。